

DO YOU KYOTO?クレジット制度 FAQ (平成 30 年 4 月)

(クレジットとは)

クレジットとは何ですか、何かのポイントですか？また、自分で売買する必要があるのですか？

クレジットは「CO₂の排出を削減した量」のことであり、売買することができるものです。削減できた量に応じた奨励金を、京都市から交付します。

なお、「削減した量」＝クレジットは、京都市が取得し、京都市においてクレジット購入を希望する方に売却していきます。CO₂を削減したコミュニティが、クレジットの売買をすることはありません。

(起算月)

取組は以前から行っているのですが、プロジェクトを開始する月を、さかのぼることはできますか？

さかのぼりはできません。プロジェクトを開始する月（起算月）は、登録申請した月又は、その翌月のいずれかに限ります。

(取組の開始時期)

プロジェクトの設備更新はいつ実施すればよいですか？プロジェクトの登録決定後でないと実施できないのですか？

プロジェクトにおける削減取組の開始時期は問いません。プロジェクト開始前、開始後いずれでも構いません。

(奨励金の交付時期)

奨励金は、プロジェクトが終了しないともらえないのですか？

プロジェクト期間は最長 2 年間ですが、クレジット認証及び創出奨励金の交付については、原則年度ごとに実施します。

(奨励金の予算)

プロジェクトを実施し、排出量を削減したが、京都市の予算がなくなったために、奨励金をもらえないことはありますか？

京都市の予算がなくなった場合には、奨励金が支出できないことがあります。

(検針票の紛失)

取組期間中に電気やガスの検針票を紛失してしまった場合は、どうしたらよいか。

電力会社やガス会社が発行する支払証明書（*）をもって、検針票の提出に替えることができます。

また、電力会社やガス会社のホームページから使用量を照会するサービスを利用し、使用量が記載された画面をプリントアウトしたものをご提出いただくことも可能です。

*所定の手数料が必要となります。

(奨励金の使途)

奨励金の使途は決まっているのですか？

奨励金の使途は限定しておりません。

(参加条件)

制度に参加できる世帯及び店舗の条件はありますか？

コミュニティプロジェクトにおける世帯及び店舗は、以下の条件を満たす必要があります。

- ① 京都市内にあること。
- ② 店舗が京都市地球温暖化対策条例に規定する特定事業者でないこと。
- ③ 店舗は商店街に限る。
- ④ 世帯及び店舗の省エネ設備において、本制度以外の制度で、環境価値の認証を受けていないこと。【ダブルカウントの防止】
 - ・ 国の補助を受けて太陽光発電システム、燃料電池システム（エネファーム）を設置されている世帯は、参加できない可能性があります。

※詳細は（ダブルカウント）の質問を確認してください。
- ⑤ 取組開始前1年間のエネルギー使用量が提出できること。
 - ・ 取組開始時での提出は不要です。クレジット認証申請の際に、取組開始後の検針票に記載された「前年同月」のエネルギー使用量にて報告いただきます。
 - ・ なお、検針票に「前年同月」の記載がない場合は、取組開始前1年分の提出が必要となります。当該期間の検針票がない場合は、前述の（検針票の紛失）のとおり対応してください。
 - ・ 取組開始前1年以内に、引っ越し、住居・店舗の新築、店舗の営業開始等の事由があった世帯及び店舗は、参加できますが、クレジット認証期間は当該事由発生後から取組開始までの期間に限ります。
- ⑥ 取組開始前1年間に、排出量の削減をもたらす外的要因がないこと。
 - ・ 取組開始前1年以内に、世帯の居住人数の減少、改築等による居住日数の減、店舗の営業日数、面積の大幅な減少等の排出量の削減をもたらす外的要因があった世帯及び店舗は、参加できません。
- ⑦ 京都市から設備導入等に係る補助を受けていないこと。【制度への参加は可能。クレジット奨励金の交付が受けられない。】
 - ・ 取組開始前1年以内に、京都市の補助金の交付を受けて太陽光発電システムなどの省エネ設備を設置した世帯及び店舗を含むコミュニティは、奨励金の交付を受けられません。

(構成員の転居, 廃業)

プロジェクト登録後に、構成員である世帯の引っ越し、店舗の廃業があった場合には、プロジェクトを変更する必要がありますか？

世帯の引っ越し、店舗の廃業については、プロジェクトを変更し、当該世帯・店舗を構成員から除外する必要があります。事実があった時に、プロジェクト変更・廃止申請書にて、プロジェクトの変更を行ってください。

当該世帯・店舗分の削減量については、クレジットとして認証しません。(プロジェクト変更後以降に申請されるクレジット認証においては、当該構成員分の削減量はクレジットとして認証しません。)

(排出量の削減をもたらす外的要因)

取組開始後に、世帯の居住人数が減少するなど、取組以外の要因で排出量が下がる可能性があるときは、どうしたらよいか？

取組開始後に、世帯における居住人数の減少、店舗における営業日数、面積の大幅な減少などの排出量の削減をもたらす外的要因があった場合には、プロジェクト登録変更の申請が必要です。ただし、構成員(世帯又は店舗)そのものの除外はしません。

当該世帯・店舗分の削減量については、クレジットとして認証しません。変更があった月以降に申請されるクレジット認証においては、その世帯の取組後排出量はベースラインと同値とします。

なお、取組後の排出量がベースラインを上回っている場合は、取組後排出量を採用します。

(構成員の取組廃止)

構成員である世帯(又は店舗)が取組をやめたいと言っています。構成員から除外できますか？

世帯の転居、店舗の廃業、その他相当の理由がない限り、構成員からの除外は認めません。(構成員の排出量が増えている場合に当該排出量を無効化する不正の防止)

(ダブルカウント)

コミュニティプロジェクトにおけるダブルカウントの事例は具体的にどのようなものがありますか？

23 年度以降に、国の補助金（※1）の交付を受けて太陽光発電システムまたは燃料電池システム（エネファーム）を設置した、または設置しようとする世帯で、排出削減事業へ参加する（※2）ものが本制度に参加した場合に、環境価値のダブルカウントに該当します。当該補助金については、当該システムから生じる環境価値を J-クレジット制度等において認証されることが補助金の受給条件となっています。

※1 太陽光発電：住宅用太陽光発電導入支援対策費補助金（平成 23～25 年度）
燃料電池：民生用燃料電池導入支援補助金（平成 23 年度～）

※2 J-グリーンリンケージ倶楽部への加入等

(検針票の名義)

世帯において、構成員と検針票の名義人の名前が異なってもよいでしょうか？

原則、構成員と検針票の名義人の名前は同一として下さい。ただし、構成員と名義人の名前が異なる事由がある場合は、プロジェクトの登録時に提出する構成員の資料に、名義人の名前を記載してください。

(オール電化)

オール電化の世帯は、電気のみを検針票を提出すればよいでしょうか？

オール電化の世帯の場合は、電気の検針票のみを提出いただければ結構です。ただし、取組開始前 1 年間にオール電化とした場合は、ベースライン排出量を算出するため、取組開始 1 年前からオール電化にするまでのガスの検針票が必要になります。